

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	田 辺 信 広
同	杉 田 忠 裕

住民監査請求について（通知）

令和元年 11 月 15 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

平成 30 年 11 月 19 日 20 時 30 分から 20 時 56 分のグループホーム A（B 様）社会福祉法人 C 利用者に対するサービス提供は架空の記録である。この時間に私（D）はグループホーム E で（F 氏）のサービスを 18 時から 21 時 30 分まで提供しており上記の同時刻にグループホーム A（B 様）のサービスに入ることは不可能である。この事は既に大阪市福祉局法人指導課に証拠と成る記録表など提出済である。

上記の記録を請求時に添付する必要は無いので記録として過去 5 年間の保存を大阪市福祉局が義務つけているので、サービス提供の記録を残すと言うことは補助金の講求をしていると言うことである。

居宅介護サービス

Gヘルパー

2017年3月7日から3月30日迄のグループホームAの居宅介護サービス実施記録も架空の記録である。Gヘルパーの証言でこの様なサービスを行った事実は無い。

H職員（グループホームの調理人）

2017年3月11日から3月26日迄のグループホームEの利用者（I様）に対する居宅介護サービス実施記録も架空の記録である。H氏はグループホームEの食堂で調理人として従事していたがヘルパーとしての仕事は行っていないとHの証言である。

居宅介護計画書

グループホームA（J様）の居宅介護計画書でK、L、M、N以上の職員はグループホームAの関係者ではないので、わざわざグループホームOやグループホームEから来た事実は無い。

J様は自身で何でも出来る。（例）食事はグループホームAの食堂で他の利用者と一緒で召し上がり入浴や外出等もご自身で何処でも出掛けて買い物等も出来る程度の知的障がい者である。

居宅介護計画書 移動支援（余暇活動）

活動案内、移動支援、居宅介護記録（移動支援）は余暇活動では大阪市福祉局では一人につき一人のヘルパーしか認めていないので一人のヘルパーで複数の利用者を移動支援（余暇活動）で支援出来ないが資料のようにヘルパーの人数を減らして実績記録表もヘルパーの名前を記入しないで後で別の職員等の名前を記入して水増しして大阪市福祉局に請求をしている。

上記の様な社会福祉法人Cによる架空請求で大阪市福祉局による被害額はおよそ1日の利用者一人につき10,000円である。

グループ全体としてグループホームが4箇所あり（利用人数約30人）であるから月額9,000,000円である。

社会福祉法人Cによる不正行為（詐欺行為）に対して大阪市に刑事告発と補助金の返納を求める。

（平成31年1月に福祉局より業務改善命令がでて其で何のペナルティも無く指導は終わっている）

2 請求の受理

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為

等」という。)について、違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、以下の障がい者自立支援給付費等を社会福祉法人Cが違法に受け取っているが、福祉局が調査等を行わないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実当たると主張していると解される。

- (1) 利用者B氏に対する障がい者自立支援給付費等（2018年11月19日）
- (2) 利用者I氏に対する障がい者自立支援給付費等（2017年3月11日、同月12日、同月18日、同月19日、同月25日及び同月26日）
- (3) ヘルパーGが提供した介護サービスに対する障がい者自立支援給付費等（2017年3月7日、同月22日、同月23日及び同月30日）
- (4) 利用者Jに対する障がい者自立支援給付費等（2019年4月14日）
- (5) 利用者Jに対する障がい者自立支援給付費等（2018年8月分）
- (6) 障がい者自立支援給付費等（2018年5月26日、6月16日、同月23日及び同年7月28日の余暇活動）
- (7) 障がい者自立支援給付費等（2018年6月24日及び同年7月7日の移動支援）
- (8) 障がい者自立支援給付費等（2018年6月24日、同年7月7日及び同月8日の移動支援）

(2) 及び (3) について、監査委員による補正依頼及び請求人陳述における新たな証拠の提出により請求人の主張内容を証する書面は提出されたが、本市職員等による財務会計上の行為又は怠る事実を証する書面は提出されなかった。

(4) から (8) について、請求人の主張内容を証する書面や本市職員等による財務会計上の行為又は怠る事実を証する書面は提出されなかった。

よって、本件請求のうち (2) から (8) については、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

一方で、(1) の居宅介護サービスにかかる障がい者自立支援給付費等に係る主張については、法第 242 条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

福祉局が平成 30 年 11 月 19 日 20 時 30 分から 20 時 56 分に利用者Bに対する居宅介護

サービス分として社会福祉法人Cに支出した介護給付費等について、社会福祉法人Cが当該サービスを実施していないにもかかわらず、社会福祉法人Cが介護給付費等を受取っていることが不当利得に当たり、その不当利得返還請求権の行使につき、本市職員が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、令和元年12月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人からは、新たな証拠として、ヘルパーGの業務報告兼支給明細書（平成29年3月及び4月分）及び出勤予定カレンダー（2017年3月及び4月）等が提出された。

また、請求人からの請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は、次のとおりである。

- ・ 去年からずっと、サービスを行った実態がないにもかかわらず虚偽の報告がされ市に請求されているという実態等を、福祉局の法人指導課に行って相談して資料なども持って行ったが、証拠不十分とのことでなんのペナルティもない。解決せず、弁護士にも話をして辿り着いたのが住民監査請求である。
- ・ 移動支援で、大阪市の決まりで利用者一人に一人ヘルパーをつけないといけない。この件に関して、余暇活動の担当責任者を被告として訴訟を起こした。

なお、陳述時の質疑応答において、請求人からの主張について次のようなことを確認した。

- ・ 事実証明書としてB氏の居宅介護サービス実施記録を提出しているが、ヘルパーが事業所に提出するのはこういう改まったものではなく、手書きのA4を半分にしたくらいのものに利用者の名前とサービスの種類を書いて出すくらいのものである。
- ・ B氏の居宅介護サービス実施記録にヘルパーDの印鑑が押されているが、ヘルパーD本人が押印されたものではない。
- ・ 居宅介護サービス実施記録は福祉局へ出さなくていい資料となっている。パソコン上の従事時間で請求され、ヘルパーの名前を書かなくていいのでいくらでも不正をしようと思ったら不正できると思う。
- ・ 利用者都合やヘルパーの都合などにより予定と実績が違った場合、予定表は変更されず、変更内容は口頭のみで伝えられる。

3 監査対象所属の陳述（8頁に詳述）

福祉局を監査対象所属とし、令和元年12月9日に福祉局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象所属に対する調査（10頁に詳述）

令和元年12月11日及び同年同月19日に、行政委員会事務局職員が福祉局に赴くなどして、関係書類の調査及び福祉局職員から聴き取りを行った。

5 関係人調査（11頁に詳述）

令和元年12月17日に、社会福祉法人Cの事業所において行政委員会事務局職員が、関係人調査として社会福祉法人Cの所長から聴き取り等の調査や関係書類の調査を行った。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

（1）介護給付の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による障がい者への障がい福祉サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」（自立支援給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。

「障がい福祉サービス」は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等に分類され、介護給付には、居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う「居宅介護」、障がい者・児を自宅で介護している方が、疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、当該障がい者に原則として月7日以内、指定短期入所事業者で宿泊を伴う入所サービスを提供する「短期入所（ショートステイ）」などがある。

訓練等給付には、地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがある。

地域生活支援事業は、日常生活の便宜を図るため必要なものを給付する日常生活用具給付事業や社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出等を支援する移動支援などがある。

障害者総合支援法の規定によると、障がい福祉サービスを受けた際に各市町村から支払われる介護給付費は利用者への個人給付を基礎としながら、障がい福祉サービス事業者が利用者に代わって市町村から受領することができるとされている。

(2) 介護給付費等の請求及び支払い

ア 介護給付費等請求関係事務の流れ

本市の指定を受けた事業者が利用者に対して各種障がい福祉サービスを提供し、必要な提供記録等を作成したうえで、それらの記録に基づき、翌月 10 日までに、本市が請求の受付・1 次審査・支払業務の委託をしている大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ電子請求受付システムを経由し、請求情報が提出される。

提出された請求情報は、国保連での 1 次審査、本市での 2 次審査を経て、国保連より、サービス提供月の翌月末頃に各事業者に対して電子請求受付システムを通じて支払額等の決定通知書が送付される。

国保連は、さらにその翌月当初頃に本市へ各事業者への支払予定額をまとめて請求、本市より請求額の支払を受け、同月の原則 15 日に各事業者に支払うという流れになっている。

なお、請求情報に過誤があった場合は、事業者が取り下げや再申請手続きを行い、精算することになる。

イ 請求情報の審査

国保連は、本市から提供された受給者情報（支給決定等）と事業者情報（許認可）を事業者からの請求内容と突合し、請求された内容に整合性があるかを審査し（1 次審査）、「正常」「警告」「エラー」に分けて審査結果を本市に報告する。本市は警告とされた請求情報等をチェックし、エラーにするかを判断し（2 次審査）、国保連に報告する。

本市の 2 次審査は、事業者が国保連に対して行った請求額が利用者負担上限額を超過していないか、請求明細の支給量（日数や時間等）が支給決定されている支給量を超過していないか、請求書に添付されるサービス提供実績記録票の提供日及び提供時間が他の事業所のサービス提供実績記録票の提供日及び提供時間と

重複していないか等を点検している。

国保連は、本市による2次審査結果でエラー以外の請求に対して、支払いを行う。

ウ 居宅介護サービス実施記録

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）により、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならないとされている。また、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならないとされ、その記録に際しては、支給決定障がい者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならないとされている。このことから、当該記録として社会福祉法人Cが任意の様式で作成したものが、請求人が事実証明書として提出した居宅介護サービス実施記録である。

当該法人が作成している居宅介護サービス実施記録は、サービスを提供した日付、利用者名、従業員名、開始時間及び終了時間、該当する居宅介護サービスの種類（該当項目にチェック）及び訪問時の様子を記載するものとなっており、ヘルパー、利用者、管理者の押印欄が設けられている。

（3）本市の障がい福祉サービス事業者等への指導・監査

本市における障がい福祉サービス事業者等への指導については、障害者総合支援法及び本市指導監査要綱等に基づき、年1回の講習会形式の集団指導と、概ね6年に一度、職員が事業所の所在地を訪問し、関係書類の閲覧、ヒアリング等をもとに行う実地指導を行っているとのことである。

実地指導の結果については、口頭で指導する軽微なものも含めて、当日、メモを手交し概要を説明しているとのことであり、その後、持ち帰った資料等をもとに報告書を作成し、内容や根拠を確認、決裁のうえ文書により事業者あて通知し、期限を定めて文書指導事項に対する改善状況報告書の提出を求めているとのことである。

障がい福祉サービス事業者等への監査（以下「局監査」という。）については、実地指導を行った際に重大な基準違反等の事実が確認された場合、また、利用者への虐待や指定基準や報酬算定基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき等に実施しているとのことである。

局監査の結果、著しく適正を欠く運営が行われていると認められた事業者等には、期限を定めて必要な改善措置をとるように勧告を行い、勧告に従わないときは、改めて期限を定めて措置を命令することとなるとのことである。

不正な請求があった場合や不正な手段により指定を受けた場合等は、指定取消、又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力の停止の行政処分を検討し、請求に関して不正があった場合は、あわせて不正に受領した給付費等の返還及び加算金等の請求という経済的措置を講じることとなるとのことである。

2 監査対象所属の陳述

- ・障がい福祉サービスに対する介護給付費等の支払いについては、事業者が利用者に対して各種障がい福祉サービスを提供し、必要な提供記録等を作成したうえで、それらの記録に基づき、翌月 10 日までに、大阪市が請求の受付・1 次審査・支払業務の委託をしている大阪府国民健康保険団体連合会へ、電子請求受付システムを経由し、請求情報が提出される。
- ・提出された請求情報は、同連合会での 1 次審査、大阪市での 2 次審査を経て、同連合会より、サービス提供月の月末頃に各事業者に対して電子請求受付システムを通じて支払額等の決定通知書が送付される。同連合会は、翌月当初頃に大阪市へ各事業者への支払予定額をまとめて請求、市より請求額の支払を受け、同月の原則 15 日に各事業者へ支払うという流れになっている。
- ・請求情報に過誤があった場合は、事業者が取り下げや再申請手続きを行い、精算することになる。
- ・指導については、障害者総合支援法及び本市指導監査要綱等に基づき、年 1 回の講習会形式の集団指導と、概ね 6 年に一度、職員が事業所の所在地を訪問し、関係書類の閲覧、ヒアリング等をもとに行う実地指導を行っている。
- ・実地指導の結果については、口頭で指導する軽微なものも含めて、当日、メモを手交し概要を説明することとしている。その後、資料等を持ち帰り報告書を作成し、内容や根拠を確認、決裁のうえ文書により事業者あて通知し、期限を定めて文書指導事項に対する改善状況報告書の提出を求めている。
- ・監査については、実地指導を行った際に重大な基準違反等の事実が確認された場合、また、利用者への虐待や指定基準や報酬算定基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき等を実施している。
- ・監査の結果、著しく適正を欠く運営が行われていると認められた事業者等には、期限を定めて必要な改善措置をとるように勧告を行い、勧告に従わないときは、改めて期

限を定めて措置を命令することとなる。

- ・不正な請求があった場合や不正な手段により指定を受けた場合等は、指定取消、又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力の停止の行政処分を検討し、請求に関して不正があった場合は、あわせて不正に受領した給付費等の返還及び加算金等の請求という経済的措置を講じることとなる。
- ・平成 30 年 12 月、請求人より当該法人の移動支援費の請求について疑義がある旨福祉局あて申し出があり、資料の確認などを行ったうえ、同月 20 日、当該法人に対し監査を実施した。当日は関係書類の閲覧やヒアリングを行った。
監査実施後の 12 月 25 日以降、新たに居宅介護給付費の架空請求についての複数回の情報提供があったため、当初の調査内容の確認がおおむね終了した、令和元年 6 月 21 日に追加監査を実施した。
- ・その後、架空請求の証拠となる書類が同法人の別の事務所に存在しているとの追加情報を受け、令和元年 7 月 16 日、3 度目の監査を行った。
- ・現在、これらの調査で押収した多数の関係資料や事業者から聞き取った内容についての確認・照合を行っている。障がい福祉サービスについては、制度や基準が極めて複雑であるうえ、本件については利用者や従業者の規模も大きく多くの書面があることから、ひとつひとつの記録を丁寧に確認し、基準に沿ったものとなっているか調査を進める必要があり、期間を要しているところである。
- ・このように本件については、監査継続中の案件であるので、請求人は「大阪市職員措置請求書」において、「業務改善命令がでて其で何のペナルティも無く指導は終わっている」とされているが、これは事実とは異なるということをご承知いただきたい。なお、現段階での監査の進捗状況や方向性などについて、この場で詳細にお伝えすることは控えさせていただく。
- ・本請求の内容はこれまでの情報提供と同趣旨のものと理解しているが、私どもとしては、改めて住民監査請求が出されたことを受け止め、適切に調査を行い、その結果、不正や著しく不当な事実が認められる場合には、厳正に対処するとともに、当該法人に対して必要な改善指導を実施していく。
- ・現在実施している監査の結果については、監査終了後、すみやかに監査委員への報告を行うなど、説明責任を果たしていきたい。
- ・障がい福祉サービス事業については、近年事業者数が増加しており、サービスを利用される方にとっては非常に望ましいことではあるが、その一方で、利用者の状態に応じた適切なサービスが提供されているか、ということも大事な視点であると考えている。

3 監査対象所属に対する調査

令和元年12月11日及び同年同月13日に行政委員会事務局職員が、福祉局に確認した内容及び福祉局から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 業務報告兼支給明細書（平成30年11月分）

請求人が事実証明書として提出したヘルパーDの平成30年11月分の業務報告兼支給明細書には、11月19日に居宅介護を3時間半行い、その業務時間に呼応する給与が支給されたことが記されている。

この点について、福祉局に確認したところ、ヘルパーDの2018年11月分ヘルパー代支給明細書（居宅介護）を確認し、同月同日付けで利用者Bを含む5名の利用者名が記載されており、そのサービス提供時間の合計が3時間半であることを確認しているとのことであった。

(2) 利用者Bに係る介護給付費等請求内容とサービス実態

介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）により、介護給付費等の請求は、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用し、厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うことが規定されている。

この請求に際して事業者が入力する事項は、「請求書」「明細書」「実績記録票」の内容であり、これらの情報から確認できる内容に対して市町村審査（一次審査：国保連、二次審査：本市）を行い、審査の結果、問題のない請求については支払いを行う必要があるとのことである。

事業者が入力する事項には、サービスを実施したヘルパーの氏名は不要とされていることなどから、福祉局は、請求から支払に係る事務の段階で、サービス実態と請求内容との真正性を照合することはできないとのことである。なお、局監査において利用者Bを含む5名分の居宅介護サービス実施記録と請求情報（「請求書」「明細書」「実績記録票」）を確認したところ、これらに不整合はなかったとのことである。

(3) 社会福祉法人Cに対する福祉局の指導・監査

平成30年12月10日、当該法人の移動支援費の請求について疑義がある旨福祉局あて申し出があったことを受けて福祉局は、同年同月20日、社会福祉法人Cに対し局監査を実施したとのことである。（主眼は移動支援費の水増し請求）

また、局監査実施後の同年同月25日以降、新たに居宅介護給付費の架空請求についての複数回の情報提供があったため、福祉局は、令和元年6月21日に追加の局監査を実施したとのことである。（主眼は居宅介護給付費の架空請求）

さらに、その後、架空請求の証拠となる書類が社会福祉法人Cの別の事務所に存在

しているとの追加情報を受けて福祉局は、令和元年7月16日、3度目の局監査を行ったとのことである。（主眼は居宅介護給付費の架空請求）

福祉局は現在、これらの調査で押収した多数の関係資料や事業者から聞き取った内容についての確認・照合を行っているとのことである。

なお、福祉局は、利用者Fに関する情報提供を受け、3度目の局監査（令和元年7月16日）終了後、平成30年11月分の利用者Fに係る請求情報を調査し、同年同月19日に短期入所（ショートステイ）に係る介護給付費の請求があり支払いを行っていることを令和元年8月頃に確認したとのことである。

4 関係人調査

令和元年12月17日に行政委員会事務局職員が社会福祉法人Cの所長Q等から説明を受けた内容や確認した内容の要旨は、次のとおりである。この調査の場には、福祉局も同席し、同内容を確認している。

(1) 社会福祉法人Cの所長等からの説明

ア ヘルパーDの出勤カレンダー

ヘルパーの出勤予定カレンダーは、各ヘルパーの希望等を踏まえて作成し各ヘルパーに配布するが、その後変更があった場合には口頭で伝えるのみで修正後のカレンダーを改めて配布することはしていないとのことである。しかし、予定から変更された内容については、変更の都度当該カレンダーのデータを上書きして保存しているとのことである。

令和元年12月17日時点でデータとして保存されていたヘルパーDに係る変更後の当該カレンダーの平成30年11月19日の欄には以下の記録がある。

18:00～18:54	利用者R	身体	入浴の見守り/清潔保持
19:00～19:54	利用者S	身体	入浴の見守り/清潔保持
20:00～20:26	利用者T	身体	入浴の見守り/清潔保持
20:30～20:56	利用者B	身体	入浴の見守り/清潔保持
21:00～21:25	利用者U	身体	入浴の見守り/清潔保持

なお、国保連への給付費の請求の際には、修正後のシフト表に基づく内容を入力し送信しているとのことである。

イ ヘルパーDの業務報告兼支給明細書

ヘルパーDに支給された給与の明細である業務報告兼支給明細書（平成30年11月分、抜粋）には、以下の記録がある。

日付		給与 ヘルパー		時間	部署	業務時間	業務内容
		開始時間	終了時間				
11/1	木	18:30	21:00	2.5	移動	2.5	移動ヘルパー
(中略)							
11/19	月	18:00	21:30	3.5	居宅	3.5	居宅支援
(中略)							
11/30	金	18:00	21:00	3.0	GH	3	GH支援

部署	居宅	移動	GH	短期
業務時間	7.0	44.0	9.0	

ヘルパーDは、平成30年11月には居宅介護サービスに7時間、移動支援サービスに44時間、グループホームに係るサービスに9時間それぞれ従事しているが、短期入所サービスに係る業務には従事していないとのことである。

ウ ヘルパーDの居宅介護サービス実施記録

ヘルパーDが平成30年11月19日に実施した居宅介護サービス実施記録には、18時から18時54分に利用者Rに対して、19時から19時54分に利用者Sに対して、20時から20時26分に利用者Tに対して、20時30分から20時56分に利用者Bに対して、21時から21時25分に利用者Uに対して、それぞれ入浴介助等を行った旨の記載がある。

エ 利用者Fに対するサービス実施

利用者Fは社会福祉法人Cと短期入所事業を利用するための契約を締結しており、月2回程度利用しているとのことである。短期入所サービスを実施した際は、ケース記録を作成し、当日に利用者がどのように過ごしていたかを記録しているとのことである。

平成30年11月19日の夕方に利用者Fは職員の送迎で当該施設に来て、翌日職員の送迎で、利用者Fの勤務先へ出勤している旨の記録があり、短期入所サービスを利用しているとのことである。

オ 短期入所施設の従事者

短期入所施設における平成30年11月19日の職員等の勤務状況は以下のとおりとの

ことである。

・管理者	Q	9：00～18：00
・生活支援員	V	13：00～22：00
・世話人	W	9：00～18：00
・ヘルパー	X	22：00～翌9：00

5 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明、監査対象所属に対する調査及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、介護給付費等の支出を行う本市職員等は、当該給付に関して必要があると認めるときは、当該事業を行うものに対して報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または当該職員の関係者に対して質問させ、もしくは当該事業所に立入り等して検査する職務上の義務があると解され、本市が社会福祉法人Cに支出した介護給付費等につき、社会福祉法人Cが利用者Bに対する居宅介護サービスを行っていない場合で、社会福祉法人Cが利用者Bが居宅介護サービスを受けていないことを知り、またはを受けていないことが合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

請求人は、社会福祉法人Cが本市から受けた介護給付費等のうち、平成30年11月19日20時30分から20時56分までの間の利用者Bに対する居宅介護サービス分は、利用者Bに対するサービスは実施されていないにもかかわらず、社会福祉法人Cが当該給付費等を受けているものであり、社会福祉法人Cは介護給付費等の不当利得をしているが、市長が返還請求権を行使しないなど何らの対応もとらないことは、違法に財産（債権）の管理を怠る事実にあたると主張しているものと解される。

まず、平成30年11月19日20時30分から20時56分に利用者Bは、社会福祉法人Cから居宅介護サービスを受けているかについて検討する。

請求人は、ヘルパー出勤予定カレンダーにヘルパーDが平成30年11月19日の18時から21時30分まで利用者Fに対する居宅介護サービスを行う旨記載されているため、利用者Bに対する居宅介護サービスを同日20時30分から20時56分まで実施していたとする居宅介護サービス実施記録は虚偽であると主張している。

しかしながら、修正後の当該カレンダーには、同日18時から21時30分までの間ヘルパ

ーDは利用者Bを含む5名に対する入浴見守りなどと記載されており、また、業務報告兼支給明細書にはこの業務時間（3.5時間）に呼応する給与が支給されたことが記されていることから、ヘルパーDが利用者Bに対する居宅介護サービスを実施したことがうかがえる。

他方、利用者Fは、平成30年11月19日の夕方に職員の送迎で社会福祉法人Cの短期入所施設に来て、翌日職員の送迎で出勤している旨のケース記録があり、短期入所サービスを利用していることがうかがえる。

また、ヘルパーDに支給された給与の明細である業務報告兼支給明細書（平成30年11月分）には、居宅介護サービスに7時間、移動支援サービスに44時間、グループホームに係るサービスに9時間と記載されており、これらに従事したことがわかるが、短期入所サービスに係る業務には従事していないことがわかる。

さらに、平成30年11月19日に短期入所施設に勤務していた職員の中にヘルパーDの記録はなく、ヘルパーDが短期入所サービスの利用者であるFに対するサービスを実施したことはうかがえない。

以上のことから、社会福祉法人Cは、平成30年11月19日20時30分から20時56分の間に利用者Bに対するサービスを実施していたと考えられる。

利用者Bが当該時間帯に社会福祉法人Cから居宅介護サービスを受けているといえることから、社会福祉法人Cが本市から受領した当該介護給付費等は不当利得には当たらず、本市に損害は発生しておらず、本市職員等が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くこととなる。

6 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

【参考（法令等〔抜粋〕）】

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（自立支援給付）

第6条 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給とする。

（中略）

（不正利得の徴収）

第8条 略

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 略

（中略）

第10条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

（中略）

（支給決定の取消し）

第 25 条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

三 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 略

（中略）

（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第 28 条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一 居宅介護

二 重度訪問介護

三 同行援護

四 行動援護

五 療養介護（医療に係るものを除く。）

六 生活介護

七 短期入所

八 重度障害者等包括支援

九 施設入所支援

2 略

（介護給付費又は訓練等給付費）

第 29 条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」とい

う。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2～3 略

4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。

6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

8 略

（中略）

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第42条 略

2 略

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない

い。

第43条 略

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3～4 略

(指定障害者支援施設等の基準)

第44条 略

2 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

3～4 略

(報告等)

第48条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(勧告、命令等)

第49条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 略

二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をして

いない場合 当該基準を遵守すること。

三 略

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 略

二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 略

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 略

（指定の取消し等）

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 略

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 略

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があつ

たとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 略

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一～十二 略

2～3 略

(以下略)

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日付け厚生労働省令第171号）

(サービスの提供の記録)

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(中略)

(記録の整備)

第42条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。
(以下略)

3 介護給付費等の請求に関する省令(平成18年9月29日付け厚生労働省令第170号)

(介護給付費及び訓練等給付費の請求)

第2条 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。)は、介護給付費又は訓練等給付費を請求しようとするときは、指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

2 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)は、介護給付費又は訓練等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

(以下略)

4 大阪市障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(体制)

第3条 指導及び監査は、福祉局障がい者施策部運営指導課が行う。

(指導及び監査の実施方法)

第4条 略

2～3 略

4 監査は、利用者に対する虐待が行われたことを疑うに足りる理由があるとき、指定基準又は報酬算定基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき、実地指導等を行っても改善がみられないとき、正当な理由がなく指導を拒否したとき、その他、自立支援給付等対象サービス等の内容や自立支援給付等に係る費用の請求について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるときに随時、実施する。

5 指導及び監査の具体的な方法は、別に定める。

(中略)

(監査後の措置等)

第10条 監査の結果、利用者に対する虐待、指定基準若しくは報酬算定基準の重大な違反事項又は自立支援給付等対象サービス等の内容若しくは自立支援給付等に係る費用の算定及び請求に関し不正若しくは著しく不当な事項が認められる場合、行政上及び経済上の措置を行う。

(以下略)

5 大阪市障がい福祉サービス事業者等監査実施要領

(監査の対象及び実施方法)

第3条 監査は、次のいずれかに該当する場合に実施する。

(1) 障がい福祉サービス事業者等若しくは当該事業者等が運営するサービス事業所等（以下「サービス事業所等」という。）の管理者又は従業員が、利用者に対し虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 指定障がい福祉サービス事業者等にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第43条、指定障がい者支援施設等設置者等にあつては障害者総合支援法第44条、指定一般相談支援事業者等にあつては障害者総合支援法第51条の23、指定特定相談支援事業者等にあつては障害者総合支援法第51条の24に規定する基準、指定障がい児通所支援事業者等にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19、指定障がい児入所施設設置者等にあつては児童福祉法第24条の12、指定障がい児相談支援事業者等にあつては児童福祉法第24条の31に規定する基準（以下「指定等の基準」という。）の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(3) 自立支援給付、障がい児通所給付、障がい児入所給付及び障がい児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の対象サービス等（自立支援医療並びに補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）（以下「自立支援給付等対象サービス等」という。）の内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。

(4) 自立支援給付等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。

(5) 障がい福祉サービス事業者等が、不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるとき。

(6) 度重なる実地指導を行ったにもかかわらず、自立支援給付等対象サービス等の内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に改善が見られないとき。

(7) 正当な理由なく実地指導を拒否したとき

(8) その他市長が必要と認めたとき

2 略

(監査後の行政上の措置)

第4条 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17、第24条の35、第24条の36に定める

「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を行うものとする。ただし、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書（様式は別に定める。）によってその旨の通知を行うものとし、当該障がい福祉サービス事業者等に対して、文書により報告を求めるものとする。

(1) 勧告

ア 障がい福祉サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障がい福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書（様式は別に定める。）により基準を遵守すべきことを、勧告することができる。

イ 勧告を受けた障がい福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、文書（様式は別に定める。）により報告を行うものとする。

ウ 勧告を受けた障がい福祉サービス事業者等が、勧告したことに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 障がい福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、市長が定める期限内に、その勧告に係る措置をとるべきことを、文書により（様式は別に定める。）命令することができる。

イ アに係る命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。なお、公示は大阪市公報の登載による。

ウ 命令を受けた障がい福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、文書（様式は別に定める。）により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第 50 条第 1 項各号、同条第 3 項で準用する同条第 1 項各号（第 12 号を除く。）、第 51 条の 29 第 1 項各号及び第 2 項各号、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項各号、第 24 条の 17 第 1 項各号、第 24 条の 36 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該障がい福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

2 第 1 項に規定する行政上の措置に相当する事実が認められない場合であって、引き続き指導が必要と認める場合には、実地指導に準じた指導を行うものとする。

(監査後の経済上の措置)

第 6 条 監査の結果、自立支援給付等対象サービス等の内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に関し不正又は不当な事項が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、当該不正又は不当事項に係る全利用者分の自立支援給付等の明細書等関係書類を対象に、返還金（行政上の措置の実施日において、自立支援給付等に係る費用の返還請求に関し消滅時効の期限が到来しているものを除く。）を確定し、文書（様式は別に定める。）により返還の指示を行う。

2 命令又は指定の取消等の処分を行った場合には、当該障がい福祉サービス事業者等に対し、原則として、法第 8 条第 2 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額（以下「加算額」という。）を当該自立支援給付等に係る市町村（以下「関係市町村」という。）に支払うよう指示する。

3 返還金額（加算額を含む。以下「返還金等の額」という。）が確定したときは、当該障がい福祉サービス事業者等に対し、返還同意書（様式は別に定める。）のほか、必要な書類を提出させるものとする。

4 関係市町村に対し、当該障がい福祉サービス事業者等の名称、確定した返還金等の額等、必要な事項を文書（様式は別に定める。）により通知する。

(以下略)